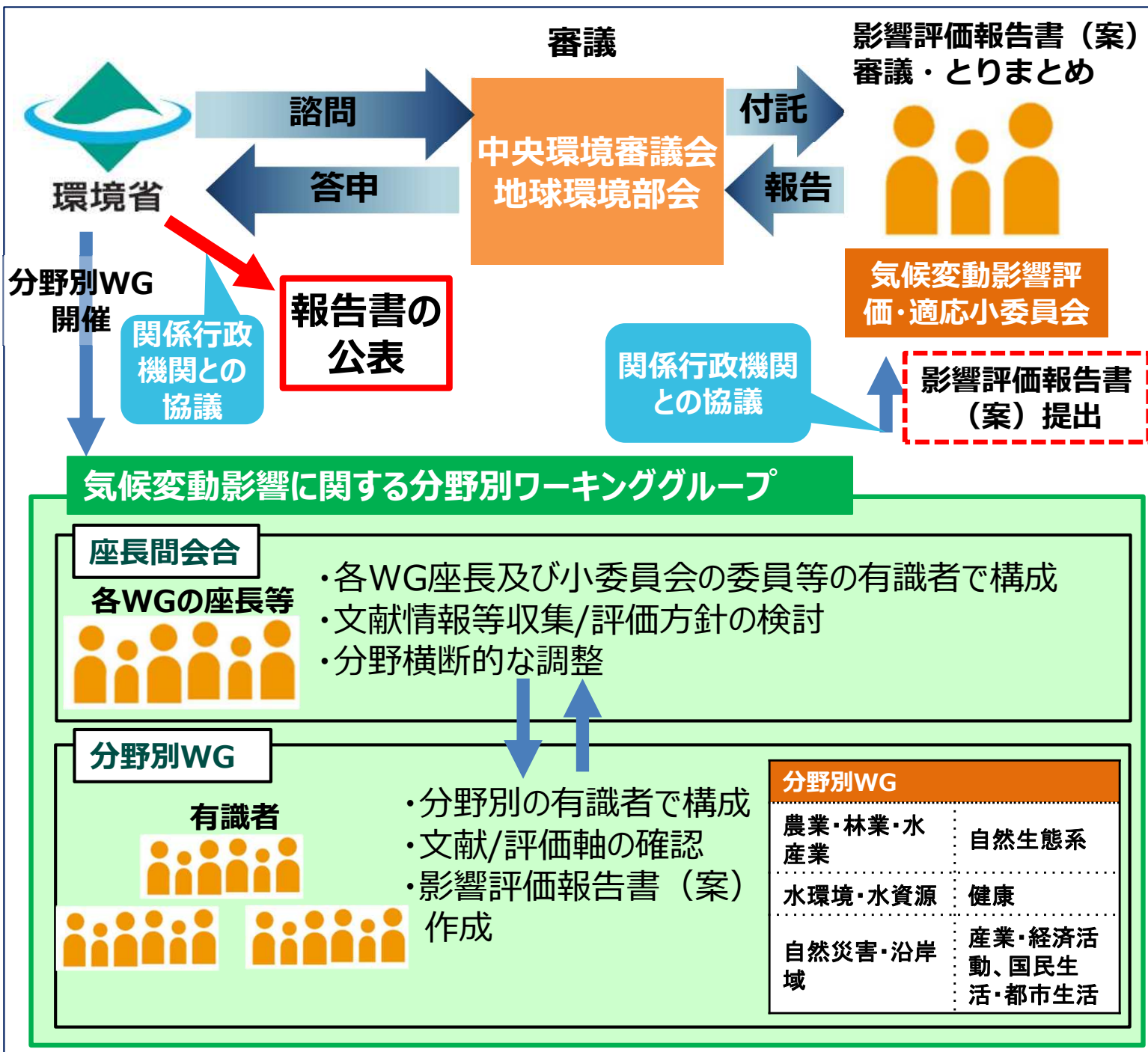


第3次気候変動影響評価の実施体制及びスケジュール

令和7年度に実施予定の第3次気候変動影響評価に向けた実施体制及びスケジュールについては以下のとおり。

1. 実施体制



気候変動適応法 第10条（気候変動影響の評価）

第10条 環境大臣は、気候変動及び多様な分野における気候変動影響の観測、監視、予測及び評価に関する最新の科学的知見を踏まえ、おおむね五年ごとに、中央環境審議会の意見を聴いて、気候変動影響の総合的な評価についての報告書を作成し、これを公表しなければならない。ただし、科学的知見の充実その他の事情により必要があると認めるときは、その期間を経過しない時においても、これを行うことができる。

2 前項の報告書を作成しようとするときは、環境大臣は、あらかじめ、その案を作成し、関係行政機関の長と協議しなければならない。

2. スケジュール(案)

年度	月日	スケジュール	影響評価に向けた作業 (事務局及び各WG委員)
2023 (R5)	7月	第1回分野別WG座長間会合 ・全体方針確認 ・知見の収集・整理方法、重大性・緊急性評価の検討・分野間調整	論文・知見の収集※ 第1回座長間会合及びWGでの意見を踏まえ、知見の収集・整理方法、重大性・緊急性評価の見直し等を実施 ・知見の収集・整理作業を実施 ・評価手順案の検討 ※系統立った文献収集は令和6年9月公表分まで
	10月	第1回分野別WG(6WG) ・知見の収集整理状況確認 ・重大性評価尺度の検討等	
	1月	第2回分野別WG座長間会合 ・知見の収集・整理方法、重大性・緊急性評価の検討・分野間調整 ・評価手順の検討・分野間調整	
	2～3月	第2回分野別WG(6WG) ・知見の収集整理状況確認 ・評価手順の詳細検討	
2024 (R6)	8月	気候変動影響評価・適応小委員会 諮問、進捗状況報告 留意点・論点の審議	報告書(総説)(案) 報告書(詳細)(案) ・気候変動影響報告書(詳細)(案)の執筆 下記の内容を小項目毎に作成 ①気候変動による影響の要因 ②現在の状況(概要及び本文) ③将来予測される影響(概要及び本文) ④重大性・緊急性・確信度の評価と根拠 ⑤これまでに得られた情報の一覧 環境研究総合推進費「S-18気候変動影響予測・適応評価の総合的研究」(環境省) ・気候変動予測先端研究プログラム(文部科学省) ・日本の気候変動2025(気象庁・文科省) など
	9月	第1回分野別WG座長間会合 ・進め方、構成等の確認 ・分野共通事項、評価指標等の調整	
	9～10月	第1回、第2回分野別WG(6WG) ・報告書(総説及び詳細)(原案)の確認・執筆	
	1月	第2回分野別WG座長間会合 ・報告書(総説及び詳細)(原案)の確認・調整、分野間の最終調整等	
	2月	気候変動影響評価・適応小委員会 ・報告書(総説及び詳細)(原案)確認 ・2030年影響評価に向けた課題検討	
	3月		
2025 (R7)	春～夏	第1回分野別WG(6WG) ・報告書(総説及び詳細)(案)確認 第1回座長間会合 ・報告書(総説及び詳細)(案)確認・分野間調整	パブリックコメント 気候変動影響評価報告書(総説、詳細)(案)確定 中央環境審議会(地球環境部会)答申 公表 気候変動適応計画 変更
	夏～秋	気候変動影響評価・適応小委員会 ・報告書(総説及び詳細)(案)の確認 ・2030年影響評価に向けた課題検討	
	秋～冬		
2026 (R8)			